

令和6年度田村市教育・保育施設利用案内

田村市保健福祉部 こども未来課 こども育成係

住 所：〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2

電 話：0247-82-1000（直通）

F A X：0247-82-4555

E-mail：kodomo@city.tamura.lg.jp



◎受付期間 令和5年10月10日(火)～令和5年11月10日(金)

※土日・祝日を除く 8時30分～17時15分

◆募集施設について

公立	施設	定員	対象	問い合わせ
幼稚園 ※1	滝根幼稚園	60人	4～5歳児	☎78-3636
	大越こども園	90人		☎68-3555
	都路こども園	40人		☎75-3121
	常葉幼稚園	120人		☎77-2096
	船引南幼稚園	30人		☎85-2008
	芦沢幼稚園（※休園中）	30人		☎82-1000
	緑幼稚園（※休園中）	30人		☎82-1000
	瀬川幼稚園（※休園中）	30人		☎82-1000
	要田幼稚園（※休園中）	30人		☎82-1000
保育所	滝根保育所	60人	6ヵ月～3歳児	☎78-2011
	常葉保育所	90人		☎77-2153
	都路こども園	30人		☎75-3121
	大越こども園	60人		☎68-3555

※1

令和5年度休園中の幼稚園は、入園希望者が5人に満たない場合、引き続き休園します。また、現在開園中の幼稚園も新入園希望者を含め、園児が5人に満たない場合は休園します。

私立	施設	定員	対象	問い合わせ
保育所	星の森保育園	150人	6ヵ月～5歳児	☎61-5581
認定こども園	認定こども園わかくさ	300人	6ヵ月～5歳児	☎82-4111
小規模保育 （事業所内）	どんぐり保育園	19人	～2歳児	☎81-2561
小規模保育 ※1	たんぼぼ保育園（A型）	18人	～2歳児 ※2	☎82-0411
	ひまわり保育園（B型）	19人		☎82-5562
	実り保育園（B型）	10人		☎82-4839

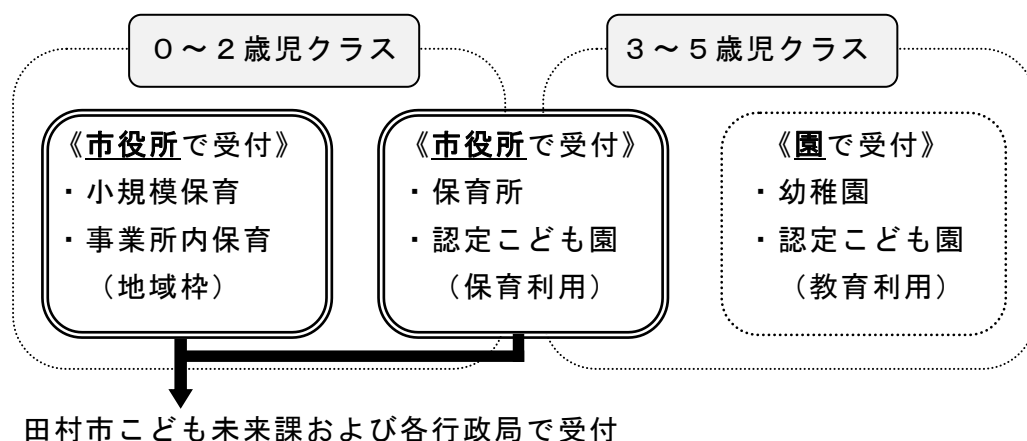
※1（A型）…子どもの人数に対して必要な保育従事者の全員が保育士

（B型）…子どもの人数に対して必要な保育従事者の1/2以上の人数+1人が保育士

※2 小規模保育の受入対象年齢は、施設により異なりますので、お問合せください。
なお、小規模保育施設では連携施設（認可保育所等）を設定し、保育内容の支援

や2歳児の卒園後の受入れなどを調整しています。

◆受付窓口について



令和6年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス(実施年齢)	生年月日
0歳児	令和5年(2023年)4月2日～
1歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
3歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
4歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日
5歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日

◆申込受付について

1 幼稚園・認定こども園(教育利用)について

【対象施設】

公立幼稚園、私立認定こども園(教育利用)

【受付窓口】

各公立幼稚園、私立認定こども園

【必要書類】

教育・保育給付認定申請書

入園願書

※認定こども園わかくさを希望する場合は、「入園申込書(独自様式)」の提出が必要となりますので、窓口にてお伝えください

個人番号提供書

※受付時に、保護者の個人番号(マイナンバー)確認と本人確認を行いますので、個人番号確認書類(個人番号カード等)と身元確認書類(運転免許証等)をお持ちください

2 保育所・認定こども園（保育利用）について

【対象施設】

公立保育所、私立保育所、私立認定こども園（保育利用）、
小規模保育施設

【受付窓口】

田村市こども未来課及び各行政局

【必要書類】

□教育・保育給付認定申請書

※個人番号（マイナンバー）の記入が必須となります

※利用を希望する施設について、第3希望までご記入ください

□保育所入所申込書

※認定こども園わかさを希望する場合は、「入園申込書（独自様式）」
の提出が必要となりますので、窓口にてお伝えください

□保育の必要性を証明するために必要な書類（下記一覧）

※児童の父母および65歳未満（入所日現在の年齢）の同居親族のものが必
要です（世帯が別でも同一敷地に居住の場合は証明が必要）

※同時に複数（きょうだい分）申し込みの場合は、コピー利用可能です

保育を必要とする事由		必要な書類	備 考
就 労	会社員	就労証明書	育児休業明け入所希望の場合、育児休業取 得期間が明記された証明書が必要
	産休・育休中		
	農業・自営業		
妊娠中・出産		出産（予定）児童の母子手帳の写し	表紙と出産（予定）日がわかる部分
保護者の疾病・障害		診断書、障害者手帳の写し	
同居親族の介護・看護		介護・看護を受ける人の診断書	
求職活動		就労予定申立書	
就学		在学証明書	

□個人番号提供書

※受付時に、保護者の個人番号（マイナンバー）確認と本人確認を行います
ので、個人番号確認書類（個人番号カード等）と身元確認書類（運転免許
証等）をお持ちください

□転入手続きに関する誓約書（※該当する場合）

※現在市外居住で、入所希望月の1日までに転入予定の場合に必要です

◆その他

1 利用期間について

保育所を利用できる期間は、保育を必要とする事由により異なります（下表参照）

保育を必要とする事由	保育の実施期間
就労	雇用の定めがある場合には、その期間
妊娠・出産	出産予定日の8週間前から出産後8週間まで
保護者の疾病・障害	病状等が回復するまで
同居親族の介護・看護	病状等が回復するまで
災害	災害の復旧に必要な期間
求職活動	3か月間（期間内に就労証明書等を提出できれば期間延長可能）

2 保育時間について

【保育標準時間と保育短時間について】

- ・ 保育時間は、就労証明による勤務時間に通勤時間を合わせた時間となります
- ・ 保護者の就労等の状況に応じ、保育施設の利用時間が「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます

利用時間の区分		保護者の就労時間	保育施設利用時間
保育標準時間	保護者のいずれもがフルタイム就労	1月あたり120時間以上	1日11時間までの利用
保育短時間	保護者のいずれかがパートタイム就労	1月あたり64時間以上 120時間未満	1日 8時間までの利用

■ 保育標準時間 : 午前7時30分 から 午後6時30分 までの11時間

■ 保育短時間 : 午前8時00分 から 午後4時00分 までの 8時間

※ 保育必要理由が「求職活動」の方は、保育短時間認定となります

その後就労された場合は、保育時間の利用区分を変更することができます

※ 事情がある場合、午後7時まで延長保育が可能です（月曜日～金曜日）

延長保育料《月額》2,000円、《日額》100円

※ 日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです

3 保育料について

- ・ 児童の父母の市民税所得割課税額によって階層判定を行い、田村市利用者負担額徴収規則に基づき保育料を決定します。
- ・ また、子どもが3人以上いる世帯の子どものうち、3人目以降の3歳未満の子どもの保育料が無料となります。（適用にあたり、「保育料軽減申請書（多子軽減用）」の提出が必要です）
- ・ その他、施設により教材費、保護者会など保育料以外の費用が発生する場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

4 給食について

年齢	費用について
0～2歳	給食費は保育料に含まれます
3～5歳	給食費は保育料とは別に負担となります



※月額4,800円を上限に、市からの助成があります

5 入所決定までの流れについて

- ・ 保育所の内定通知・保留通知は、**令和6年1月中**に送付予定です。
- ・ 入所承諾通知書および保育料決定通知書は、**令和6年3月中**に送付予定です。
- ・ 保育所への入所決定は、書類審査等により保育の必要性の状況等を総合的に判断し、必要性の程度の高い方を優先します。**申し込みの受付順ではありません。**

6 注意事項について

【申込受付時に関して】

- ・ 受付できるのは、**令和6年4月～9月入所予定分**のみとなります。
- ・ **令和6年10月以降入所予定分**については令和6年4月以降の随時受付となるため、令和5年度中は書類を受付することができません。
- ・ 令和5年度中に申し込みを行い、入所できなかった方（現在待機となっている方を含む）も、新たに申し込みが必要です。
- ・ 転所を希望する方も、申し込みが必要です。
- ・ 心身の発達に不安がある場合や、食物アレルギー、継続的な服薬が必要な場合などは、受入れ体制を考慮する必要がありますので、申込時に必ずお申し出ください。

【入所決定以降に関して】

- ・ 入所後に勤務先を変更した場合は、その都度「就労証明書」を提出してください。
- ・ 「求職活動」を理由として入所した場合、入所期間は3ヵ月間となり、定められた期間内に就労証明書を提出できない場合は「退所」となります。
- ・ 入所後は、保育の適正利用の観点から、世帯の就労状況を把握するため、6月頃に「教育・保育給付認定現況届」と併せて就労証明書を提出していただきます。